

## 南海トラフ地震を想定した災害対応力強化業務委託仕様書

本仕様書は、神戸市（以下「甲」という。）が実施する「南海トラフ地震を想定した災害対応力強化業務」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、本業務の受注事業者（以下「乙」という。）が、本業務を実施するに当たり必要な事項を定めたものである。

### 1. 業務の目的

国における南海トラフ地震の被害想定の見直しを踏まえ、兵庫県が南海トラフ地震の津波浸水想定及び地震・津波被害想定の見直しを実施している。県は、本市について行政区単位で被害想定を作成しているが、本市においては、市域を地域ごとにさらに細分化した被害想定を実施する。これにより、避難所単位（原則は小学校区単位）で被災状況等を把握し、各地域に応じたきめ細やかな防災対策の推進を実現することにより、本市の災害対応力の強化を行うことが本業務の目的である。

### 2. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 3. 業務の内容

本業務は、兵庫県が現在実施している南海トラフ地震の被害想定の見直し（兵庫県南海トラフ巨大地震津波警戒区域指定等業務）との整合性を図ること。なお、本市の人口集中地区（DID地区）では、50mメッシュでの算出を基本とし、避難所単位（原則は小学校区単位）ごとに整理し報告すること。

#### (1) 計画準備

本業務の目的について十分把握の上、実施方針、方法、工程、実施体制等を検討し、業務計画書を作成すること。

#### (2) 基礎資料の収集・整理等

乙は、本業務を実施するために必要な市内の自然条件や社会条件の資料について、甲若しくは関係機関より、速やかに収集・整理すること。なお、各条件における項目は以下を基本とする。

##### ① 自然条件

地震動・液状化等予測のための地盤モデル構築にかかる地質・ボーリング柱状図等のデータ、土砂災害予測のための斜面情報等、津波浸水予測のための地形・海岸構造物等のデータ等

##### ② 社会条件

建築物、消防力、ライフライン施設、交通施設、危険物施設、人口・世帯数等被害予測のための各種データ等

#### (3) 被害想定

乙は、(2)で収集・整理した資料を用い、南海トラフ地震が発生した際の各種被害の想定を行うこと。なお、各項目は以下を基本とする。

- ① 自然現象の想定  
地震動、液状化危険度、土砂災害危険度、津波等
  - ② 物理的被害の想定  
建物被害、屋外転倒・落下物の発生、ライフラインの被害、交通施設の被害等
  - ③ 人的被害の想定  
建物倒壊、津波、急傾斜地崩壊、火災等による死者・負傷者・重傷者数
  - ④ 生活支障被害等の想定  
避難者数、帰宅困難者数、物資（食料、飲料、生活必需品等）の需要量、各施設（避難所、病院、福祉施設等）の被災状況等
  - ⑤ その他被害の想定
- (4) その他  
被害想定の結果をもとに、本市における課題（弱部の洗い出しとその要因等）とその対策について整理すること。また、各種防災対策（耐震化率等）の目標達成時の減災効果の推計を実施すること。

#### 4. 成果品

本業務の成果品として、次に掲げるものを甲へ提出すること。なお、成果品の所有権は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の承諾を得ずに、業務の成果を他者へ公表・貸与・供用してはならない。また、これ以外の成果品については、甲との協議により追加することがある。

- (1) 報告書 冊子（A4判・簡易製本） 3部及び当該電子データ
- (2) 報告書（概要版）電子データ
- (3) シミュレーション結果データ 一式
- (4) その他関係資料及び各種データ 一式

なお、収集資料や報告書等は電子納品データ媒体へ全て保存すること。紙データのみの場合もPDF化を行い、電子納品データ媒体へ保存すること。

#### 5. 情報セキュリティに関する遵守事項

- (1) 秘密の保持

本業務に関して知りえた一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

- (2) 神戸市情報セキュリティポリシー

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ順守特記事項」を順守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ順守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

## 6. 履行場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館  
危機管理局防災企画課

## 7. 検査

履行完了の通知があった日から10日以内に行う。

## 8. 支払方法

一括払

契約期間終了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に行う。

## 9. その他

### (1) 打合せ等について

・着手時、中間報告時（令和8年11月頃）、完了時のほか、業務の進捗に応じて随時報告を行うこと。

・その他、仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度、協議すること。なお、オンラインによる打合せも可能とする。

### (2) 経費について

事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 10. 担当部署

危機管理局防災企画課 TEL：078-322-6236